

くらしの情報 ふなぼし

No.184

令和5年(2023年)3月15日発行
船橋市消費生活センター
船橋市本町1-3-1
JR船橋駅南口フェイスビル5階
TEL 047-423-3006

新生活スタート ～消費者トラブルに気をつけよう～

目次

- ・消費者トラブルに気をつけよう… 1
- ・消費生活センター発
相談事例1～7 …… 2～3
- ・商品量目立入検査 …… 4

初めての
一人暮らしだ

就職・進学

いらないものを
処分したい…



生前整理

終活

将来設計が
必要だな

ライフスタイルの
見直し

これからは
エコな暮らしを
考えよう

心機一転！



消費者庁イラスト集より

新生活は消費者トラブルに遭いやすい！

どんなトラブルがあるのでしょうか？

ページをめくって事例を見てみましょう 

事例1 廃品回収を頼んだら高額請求された！

本棚やイスを処分するためにインターネットで回収業者を探し、『業界最安値、トラック載せ放題9800円～』との広告を見つけて呼んだ。回収日に「軽トラックではなく、2トントラックで運ぶ。8万円だ」と言われ、料金がなくて驚いた。キャンセルしたいと伝えたら、4万円のキャンセル料がかかると言われた。



POINT!

廃品回収業者は市の「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要です。不用品回収業者の中には、この許可を受けずに回収する業者も存在します。市のホームページ等で許可業者を探し、詳しい見積りを取りましょう。許可を受けていない業者に依頼するのはやめましょう！

事例2 不用品を買い取ると言ったのに貴金属が目当て？

生前整理を考えていたところ、リサイクル業者から電話があり、「不用品を何でも買い取る」と言うので来てもらった。古着や食器を見せたが興味を示さず、「貴金属はないか」と家の中を探しはじめた。仕方なく指輪と時計を見せたら、安い値段で買い取られた。



POINT!



勧誘電話の業者を安易に家に呼ぶのはやめましょう。訪問購入の業者は、勧誘の前に買い取る品物の種類を伝える必要があります。当初の話とは別の品物を求めることは、禁止されています。

事例3 マンション全体で光回線の切り替え？

「マンション全体で新しい光回線に切り替わる。月々の利用料金も安くなる」と業者が来訪し、書面にサインをしたが、マンション全体での切り替えはなく利用料金も安くならなかった。



POINT!

「安くなる」と勧誘されてもオプションが付くことで今の料金より高くなる場合があります。その場で判断せず、マンションの管理会社に確認しましょう。



事例4 電気料金のプラン変更ではなかった！

自宅アパートに電力会社の代理店を名のる業者が来て「電気料金が安くなる」と言われたので、プラン変更の手続きだと思い、検針票を見せて申し込んだ。後で契約書を見直すと、契約先が知らない電力会社になっていた。



POINT!

勧誘に来た業者名や、契約先の会社名をしっかりと確認しましょう。検針票の情報は契約を変更できてしまう重要な情報です。取扱いは慎重にしましょう。

事例5 敷金が返ってこない!?

長年住んだ賃貸マンションを退去した。管理会社から連絡がきて、ハウスクリーニング、壁紙の張替えなど合計25万円の原状回復費用がかかると言われた。入居時に敷金13万円を納めていたが、返金されるどころか、差額の12万円を請求された。



POINT!



退去時の原状回復費用については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考にし、納得できない請求は貸主などと話し合いましょう。

賃貸物件の契約時に、重要事項説明書や契約書の特約事項など契約内容をよく確認することが重要です!

入居前に物件の状態を確かめ、キズなどがあれば管理会社に伝え、写真に撮って記録しておきましょう。

事例6 強引でしつこい! 投資用マンション

「アンケートに答えて」と自宅に業者が来て、軽い気持ちで答えたら「マンションの住戸を購入すれば家賃収入を得られ、必ず儲かる。節税にもなる」と投資用マンションを勧誘された。家に上がり、なかなか帰らないので断り切れず契約してしまった。



POINT!

業者の訪問にはインターフォン越しに対応し、契約するつもりがなければきっぱり断りましょう。
投資にはリスクがあり、必ず儲かるわけではありません。



事例7 新聞の購読をやめたいがやめられない

「視力が衰えてきたので新聞の購読をやめたい」と新聞店に伝えたら「契約期間がまだ2年残っている。途中ではやめられない」と断られた。



POINT!

訪問販売で新聞の契約をした場合、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができますが、この期間を過ぎると契約期間中は原則として一方的に解約はできません。
先の見通せる範囲で契約しましょう。



契約トラブルは
消費生活センターに相談を!

047(423) 3006 又は 188(イヤヤ)



商品量目立入検査

計量法では、事業所は商品を正しく計量して販売することが義務付けられており、行政機関には、それらが守られているか、立入検査をすることが規定されています。

「商品量目立入検査」は取引における計量の適正化を確保し、消費者保護と事業所の信用保持を図ることを目的に実施しています。船橋市では、中元期(6月～8月)と年末期(10月～12月)の年2回、スーパーなどがパック詰めして販売している生鮮食品等を対象に、内容量が正しく入っているかを検査しています。

令和4年度 商品量目立入検査結果

検査した店舗数	量目不足商品があった店舗数	検査した個数	量目不足個数	量目不足個数率
35戸	7戸	2,002個	17個	0.85%

※「量目不足」：法で規定している許容誤差を超えて不足しているもの

商品別結果

商品別	検査した個数(個)	量目不足個数(個)	量目不足個数率
食肉及び加工品	523	0	0.00%
魚介及び加工品	613	5	0.82%
野菜及び果実	530	12	2.26%
調理食品	336	0	0.00%
計	2,002	17	0.85%

量目不足の主な原因として、風袋の重さを過少に見込んだことによるもの、商品の水分の蒸散(自然乾燥)によるものが挙げられます。

量目不足商品については、詰め直しを指示し、適正計量に努めるよう指導します。



「風袋」(ふうたい)とは……

販売される商品のうち、トレー・ラップ・わさび・たれなどを「風袋」といいます。これらの風袋は内容量には含まれません。

「計量」に関する
お問い合わせ

船橋市消費生活センター啓発指導係
TEL 047(423)2852